

# 墓地・納骨堂・火葬場の経営者及び管理者の遵守事項等について

## 経営者の主な義務

- ・管理者の設置と市長への届出
- ・墓地等の経営及び管理を行う組織及び責任体制を明確にしておくこと
- ・経営内容の表示(管理者共通)
- ・墓地等を清潔に保ち、施設が破損した場合の修繕等を行うこと(管理者共通)

## 管理者の主な義務

- ・埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可書の受理、保管
- ・図面、帳簿又は書類の備え付けと閲覧
- ・改葬許可申請に必要となる埋葬もしくは埋蔵または収蔵の事実を証する書面の作成

<法令抜粋>

## 墓地、埋葬等に関する法律

[管理者の届出]

第十二条 墓地、納骨堂又は火葬場の経営者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所及び氏名を、墓地、納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に届け出なければならない。

[管理者の応諾義務]

第十三条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。

[許可証のない埋蔵・収蔵又は火葬の禁止]

第十四条 墓地の管理者は、第八条の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならない。

2 納骨堂の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を収蔵してはならない。

3 火葬場の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、火葬を行ってはならない。

[図面・帳簿・書類の備付又は閲覧の義務]

第十五条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。

2 前項の管理者は、墓地使用者、焼骨収蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に関係ある者の請求があつたときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。

[許可証の保存及び記入]

第十六条 墓地又は納骨堂の管理者は、埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証を受理した日から、五箇年間これを保存しなければならない。

2 火葬場の管理者が火葬を行ったときは、火葬許可証に、省令の定める事項を記入し、火葬を求めた者に返さなければならない。

[管理者の報告]

第十七条 墓地又は火葬場の管理者は、毎月五日までに、その前月中の埋葬又は火葬の状況を、墓地又は火葬場所在地の市町村長に報告しなければならない。

## 墓地、埋葬等に関する法律施行規則

第二条 法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。

- 一 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別(死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名)
- 二 死亡年月日(死産の場合は、分べん年月日)
- 三 埋葬又は火葬の場所
- 四 埋葬又は火葬の年月日
- 五 改葬の理由
- 六 改葬の場所
- 七 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者(以下「墓地使用者等」という。)との関係

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 墓地又は納骨堂(以下「墓地等」という。)の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面(これにより難い特別の事情のある場合にあつては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面)

第五条 墓地等の管理者は、他の墓地等に焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者の請求があつたときは、その焼骨の埋蔵又は収蔵の事実を証する書類を、これに交付しなければならない。

2 焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者は、墓地等の管理者に、前項に規定する書類を提出しなければならない。

3 前二項の規定は、火葬場の管理者について準用する。この場合において、第一項中「他の墓地等」とあるのは「墓地等」と、「埋蔵又は収蔵」とあるのは「火葬」と読み替えるものとする。

第六条 墓地の管理者は、墓地の所在地、面積及び墳墓の状況を記載した図面を備えなければならない。

2 納骨堂又は火葬場の管理者は、納骨堂又は火葬場の所在地、敷地面積及び建物の坪数を記載した図面を備えなければならない。

第七条 墓地等の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 墓地使用者等の住所及び氏名
  - 二 第一条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の年月日
  - 三 改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係並びに改葬の場所及び年月日
- 2 墓地等の管理者は、前項に規定する帳簿のほか、墓地等の経営者の作成した当該墓地等の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の財務に関する書類を備えなければならない。
- 3 火葬場の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。
- 一 火葬を求めた者の住所及び氏名
  - 二 第一条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに火葬の年月日

第八条 火葬場の管理者は、火葬を行ったときは、火葬許可証に火葬を行った日時を記入し、署名し、印を押し、これを火葬を求めた者に返さなければならない。

## 伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する条例

(経営者の責務)

第9条 墓地等の経営者は、墓地等の経営及び管理を行う組織及び責任体制を明確にしておかなければならない。

2 墓地又は納骨堂の経営者は、墓地又は納骨堂の使用者と契約を締結するときは、権利義務関係を明確にした書面を作成しなければならない。

(経営者等の遵守事項)

第10条 墓地等の経営者及び管理者(以下「経営者等」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 墓地等の出入口等使用者の見やすい位置に、規則で定める事項を表示すること。
- (2) 墓地等の管理運営は、経営者等が行うこと。ただし、付随的な事務を委託するときは、この限りでない。
- (3) 墓地等を常に清潔に保ち、施設が破損した場合は、速やかに修繕等を行うこと。
- (4) 墓地においては、墓石が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、又は墓地の使用者に安全措置を講ずるように求めること。
- (5) 障壁を設けた墓地等は、当該障壁が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講ずること。

## 伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則

(変更の届出)

第15条 墓地等の経営者は、次に掲げる事項に変更がある場合には、墓地等変更届出書(様式第17号)に当該事項の変更を証する書類を添付し、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 別表1の項に定めるところにより、届出を行うこととされる事項
- (2) 経営者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- (3) 経営者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (4) 管理者の本籍

(経営内容の表示)

第19条 条例第10条第1号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 墓地等の名称及び所在地
- (2) 墓地等の経営者及び管理者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)及び氏名
- (3) 経営許可に係る許可の年月日及び許可番号(変更許可を受けた場合にあっては、経営許可に係る許可の年月日及び許可番号並びに変更許可に係る許可の年月日及び許可番号)
- (4) 墓地にあつては墓地の面積及び墳墓の区画数
- (5) 墓地等の全体の概略を示す平面図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項